

第三回参議院人事委員會會議錄第七号

昭和二十三年十一月二十九日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣送付)

午後三時四十七分開會

○委員長(中井光次君) 只今より人事委員會を開會いたします。先程來労働人事連合委員會におきまして、皆様のお持参の修正意見についてお打合せを行なつたのであります。つきましては、修正案の整理その他を委員長、理事にお任せを願います。いづれ改めて本委員會において御相談をするのであります。但し、仮りにこの程度においてということを上上げて置きます。

○大山安君 これは先程もちよと申上げたのであります。緑風会の意見としまして未だ決定していません。そういう場合まあこれは皆さんはどうか知らんが、私としての意見です。若し今日決定された修正について、或いは意見の違つた更に修正というよりなこともあり得ない限りもない場合にですね、その点を了解しておいて頂いて、大体にはそういうことになるでしょうが、併し以前に我々が緑風会としての意見はどうかというところは言ひ切れないわけであり。殊に緑風会という会は、これはもう緑風会の独自の立場であるところがあるというところを委員長にお含みを願ひたい。或いはどういふ修正が出るか知らんが、その点を御了解いただきたいと思ひます。

思ひます。

○委員長(中井光次君) 今晚中に衆議院を上げて本案に対する議案が参議院に廻つて来ると思ひます。明日その上で正式の人事委員會を開きまして、改めて本日の決定はその際にいたすのであります。その間において各派の御連絡等は十分にお願ひいたしたいと思ひます。

○小串清一君 先刻來労働委員並びに参議院の協議會において、本案に対する意見を大体に方針だけだつたのであります。この案を整理し、来るべき本委員会に正式に上程するときにその協議の資料としてこれを提出するといふ考え方で、先ず本日の連合委員會は終つたものと私は考へております。いづれ本會議になつてから皆さんの正式の御意見によつて委員會の意見を整へたい、かように存じますが……。

○委員長(中井光次君) その通りでございます。外に御発言はございませんか。

○木下源吉君 政府委員はもう……。

○委員長(中井光次君) 政府委員はおります。御質問がありますか。

○木下源吉君 ちよつと、人事委員會はこれから開きますか。

○委員長(中井光次君) 明日午前十時からやります。

○木下源吉君 それではお尋ねいたしますが、組合専従者の問題ですが、組合専従者についてはどういふようにお考へになつておるか、この機会にちよつとお伺ひしたいと思ひます。

つとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤朝生君) 組合専従者につきましては例のボツダム政令が出ましてから、政府におきまして非現業官廳につきましては八月末までに現業官廳につきましては九月末までに専従職員を罷免するようにという通告をいたしまして、その方針で各組合もやつておるものと存じておりますが、新しい公務員法が出まして、改正になりました。職におきましては、組合事務に専従するものは公務員たる身分は持つておりませんけれども、政府からは給與を受けない、何と申しますか、一種の無給休職のような形で認める方針で、目下人事委員會でその成案を練つております。

○木下源吉君 専従者の数はどのくらいになされるおつもりでありますか、實際今日までの組合の発達の事実等を考慮に入れた、その数は決定しなればならぬと、こう考へますが、ただ名目だけの数ではその実際の機能を果たすことは困難だと思ひますが、その点をお伺ひして置きたいと思ひます。

○政府委員(佐藤朝生君) 専従職員の数につきましては、これは人事委員のみでも決定できませんし、内閣とも十分打合せで決定したいと思ひまして目下打合せ中でございます。

○木下源吉君 勿論専門に御研究になるであらうと思ひますが、その点につきましては、十分に各組合の意向をもでるだけ参酌せられて、御決定を願ひたいと思ひます。そういう

希望を申上げて置きます。

○政府委員(佐藤朝生君) 御希望の点にはよく承りまして、御希望に副うように努力をいたします。

○委員長(中井光次君) 外に御発言はございませんか。

○木下源吉君 もう一つお伺ひして置きたいのは、従來人事委員の選任については、従來の例によりますと、單なる形式で、實際においてその選考等については十分にやつておるといふことは考へられないのであります。今後人事委員選考については、やはり従來のようなやり方でおやりになる考でありますか。例えば地方の自治体における助役の推薦など従來見ますと、これらについては、單なる履歴等を検討する程度で、實際の選考は行われておらないと私は見ておるのであります。そういうことでは、この重大な職責に對して國會が又この責任を負わなければならぬので、今後の態度について一つお聞きして置きたいと思ひます。

○政府委員(佐藤朝生君) 今度の改正法案におきまして、人事官の選考についての御質問でございますが、これはどうも私も人事委員會に勤めております者が答弁いたす筋合でございませうので、内閣でこれを考へたいと思ひます。内閣で御答弁願ひの筋であらうと存じます。只今お話のございました地方自治体の助役のように、ただ履歴のみで選考するということ、私は、恐らく内閣でもお採りにならない

い。人事官の候補者につきまして、この第五條の定めるいろ／＼の資格要件につきまして、實質的に完全にお調べになることと私は思つております。

○木下源吉君 もう一つお伺ひしたい。これは政府委員へというよりも希望でありまして、連合の委員會におきましては、この國會の衛士、こういうものをこの公務員の中に加へようといふことに話がつたやうであります。この話についてその理由としては当該者がそれを希望しておるといふやうなお話を承つたのであります。これについてはもう少し私は國會の當局に實際に意見を聞く必要があらうと思ひます。何らかの方法で一つ委員長からさういふ取計らいをお願いしたい、かように希望いたします。

もう一つお伺ひしておきたい点があります。この法案が通過いたしました。尚、地方公務員に對しては政令第百一十一号が依然として生きて作用するわけであり。そこで本法案が通過した以上は、何らかの形でこの通過いたしました法案の線に沿つて政令の一部を改正せなければならぬと、かように考へる者であります。當局においては、どういふようにお考へになつておりますか、この点について一つ御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(高辻正巳君) 只今のお尋ねの件であります。仰せの通り、今回の改正法の中では國家公務員法については二百一十一号の適用を除外してありますが、地方公務員については依然

として適用になるわけでありす。従つて地方公務員法が若しできることになりすれば、それによつて処置されることになると思ひますが、それまでの間のことにつきましては、御承知の通りあれはいわゆるポツダム勅令でございますので、その点の上の考慮を拂わなければなりませんので、直ちに政府としてこうするということを只今申上げることが困難であると存する次第でございます。

○木下源吾君 実際にはそういうように困難が伴うことは私も考えられますけれども、併しながら今出されている國家公務員法が通過した際においては、地方公務員に対する以前の政令というもののいろ／＼な束縛というものは非常に桎梏になると、かように考えられるので、これに対する御意見を一つ承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(高辻正巳君) 只今委員のおつしやる内容につきましては、極めて御尤もな点があるかと存するわけでございますが、その処置についてはちよつと只今はつきりところするということをその政令の性質上申上げることが困難でございます。この点は一つ御了承を願ひたいと思ひます。

○委員長(中井光次君) 速記を止めて……。

〔速記中止〕

○委員長(中井光次君) それでは速記を始めて下さい。本日はこの程度で散会いたします。明日は午前十時より委員会を開きたいと思ひます。

午後四時十一分散会

出席者は左の通り。

委員長

中井 光次君

理事

木下 源吾君

委員

小串 清一君
宇都宮 登君

赤松 常子君
大山 安君

寺尾 博君

政府委員

総理事務官

(臨時人事委員)

佐藤 朝生君

法務廳事務官

(法制第三局長心得)

高辻 正巳君